

山楽園障害者日中一時支援事業所

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と障害者日中一時支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者日中一時支援サービスを提供します。本サービスの利用は、原則として雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市の各自自治体より利用の決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要	2
2. 事業目的と運営の方針	2
3. 事業所の概要	2
4. 職員の勤務体制	4
5. サービスの概要	5
6. 利用料	6
7. その他の費用負担	6
8. 苦情等申立先	6
9. 協力医療機関	7
10. 非常災害時の対策	8
11. 当施設ご利用の際に留意いただく事項	8
12. 福祉サービス第三者評価	9

社会福祉法人仁寿会
〔山楽園障害者日中一時支援事業所〕

- 1 この説明書は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この説明書は、平成24年3月19日に一部改正し、平成24年4月1日から適用する。
- 3 この説明書は、平成25年3月16日一部改正し、平成25年4月1日から適用する。
- 4 この説明書は、平成30年12月22日に一部改正し、平成30年12月23日から適用する。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	仁寿会
法人所在地	雲南市掛合町松笠2154-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 []
電話番号	0854-62-1500

2 事業目的と運営の方針

事業所の種類	障害者日中一時支援サービス
事業所の目的	障害者の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とします。
事業所の名称	山楽園障害者日中一時支援事業所
管理者	[]
事業所の所在地	雲南市掛合町松笠2154番地1
電話番号	0854-62-1500
事業実施地域	原則として雲南市、奥出雲町、飯南町及び出雲市の区域
事業所の運営の方針	利用者及びその家族のおかれている状況に応じ活動の場を提供し、見守り、入浴、食事の提供、創作活動、社会に適応するための日常的な訓練を実施し、両者の生活の質の向上を図ることができるよう支援を行います。
個人情報保護	事業者又は退職従業者は、正当な理由なく在職中知り得た利用者又は家族に関する個人情報を保持する義務を負います。
身体拘束の廃止	利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
開設年月	平成18年10月1日
入所定員	10名

3 事業所の概要

(1) 日中一時支援事業所

建物	設備等	構造	延べ床面積
訓練作業棟	障害者支援施設と 共同利用	鉄骨平屋建て	343.80 m ²
	フローア		301.40 m ²
	男子便所	水洗式	10.40 m ²
	女子便所	水洗式	7.80 m ²
	器具庫		10.40 m ²
家族会館		木造平屋建て	89.63 m ²

和室	8畳、縁		19.46 m ²
和室	8畳、押入れ、床、縁		29.34 m ²
台所、食堂	流台、押入、物入		17.29 m ²
小便所	水洗		1.56 m ²
大便所	水洗		2.04 m ²
洗面所	洗面台		3.73 m ²
風呂	ユニットバス		4.19 m ²
機械室			3.45 m ²

その他の必要な施設は、併設施設である障害者支援施設山楽園を利用します。

(2) 併設施設（障害者支援施設山楽園）

建 物	構 造	居住棟 鉄筋コンクリート平屋建 車庫 鉄骨平屋建 危険物置場 コンクリートブロック 厨房 鉄筋コンクリート平屋建 LPG庫 コンクリートブロック
	延 床 面 積	居住棟 1,147,38 m ² 車庫 112.53 m ² 危険物置場 7.60 m ² 厨房 143.50 m ² LPG庫 8.28 m ²
	利 用 定 員	57名
敷 地 面 積		22,500 m ²
そ の 他		

(3) 職員体制（障害者支援施設山楽園）

職 種	員 数	区 分				常勤換算 後の職員
		常 勤		非 常 勤		
		専 従	兼 任	専 従	兼 任	
施設長（管理者）	1名		1名			0.66
副施設長（副管理）	1名		1名			0.66
生活支援員	17名	17名				17.00
作業指導員	(17名)	(17名)				(17.00)
精神科医師	1名				1名（嘱託）	
内科医師	1名				1名（嘱託）	
歯科医師	1名				1名（嘱託）	
看護師	1名	1名				1.00
栄養士	1名		1名			0.66
調理員	4名	4名				4.00
事務員	1名	1名	1名			1.00
警備員	2名	2名				1.00
運転手	2名		2名			0.07

・上記は、山楽園の職員体制ですが、生活支援員又は作業指導員の内から2名の職員を配置し、内1

名を専任とします。また、その他の職員については、兼務で行います。

4 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
副 管 理 者	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
生 活 支 援 員	早番 7 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5 早番 7 : 3 0 ~ 1 6 : 1 5 日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 遅番 1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 1 5 夜勤 1 6 : 0 0 ~ 翌日 9 : 0 0
作 業 指 導 員	早番 7 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5 早番 7 : 3 0 ~ 1 6 : 1 5 日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 遅番 1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 1 5 夜勤 1 6 : 0 0 ~ 翌日 9 : 0 0
介 助 員 (生活支援員の 臨時職員)	早番 7 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5 早番 7 : 3 0 ~ 1 6 : 1 5 日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 遅番 1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 1 5 夜勤 1 6 : 0 0 ~ 翌日 9 : 0 0
医 師	精神科医師 月 2 回 1 回 当 り 2 時 間 内科医師 月 1 回 1 回 当 り 1 時 間 歯科医師 月 1 回 1 回 当 り 1 時 間
看 護 師	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (夜間、休日においても緊急対応します。)
栄 養 士	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
調 理 員	早番 6 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 遅番 1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
事 務 員	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
警 備 員	平日 1 6 : 3 0 ~ 翌日 8 : 3 0 休日 8 : 3 0 ~ 翌日 8 : 3 0

5 日中一時支援サービスの概要

(1) サービスの内容

種 類	内 容
活 動 の 拠 点	訓練作業棟フロアー及び家族会館
営 業 日	営業日は、毎週月曜日から金曜日までとし、国民の祝日、12月29日から1月3日までの間及び8月13日から8月15日までの間を除く。ただし、利用者が特に希望

	し、介護及び監護する者が、疾病その他の理由により家庭で介護及び監護することが困難な場合には、特例の営業日とします。
利 用 時 間	(1) 基本サービス 9時から16時まで (2) 入浴サービス 14時から15時まで (3) 食事サービス 12時から13時まで
サービスの基本	(1) 見守り (2) 入浴・食事の提供 (3) 創作活動 (4) 社会に適応するための日常的訓練
サービス開始の留意点	(1) 利用者個々のサービス計画を作成し、利用者及び家族に対し理解しやすいよう説明し、同意を得てサービスを提供します。 (2) 家庭との連絡を綿密に行います。
食 事	(1) 山楽園と同じ食事を提供します。 (2) 食事の場所は、食堂の一部を共用します。 (3) 個々の食事の形態、嗜好を調査します。
入 浴	(1) 安全に気持ちよく入浴できるよう配慮し、支援します。 (2) 入浴は、土曜日又は日曜日のいずれかを除き週4日以上利用できます。 (3) 入浴できない方は、清拭を行います。 (4) 着替え、タオル等は持参して下さい。(石鹸は提供しますが、好みがある場合は、持参して下さい。 (5) 入浴場所は、山楽園浴室又は家族会館浴室が利用できます。
創 作 活 動	利用者の嗜好に合わせたもの、また季節行事にちなんだ手工芸的な創作活動を行います。
社会適応訓練	主として訓練作業棟を利用し、内職作業、外出等の社会適応訓練を行います。
送 迎	希望に応じ、最寄の地点と事業所間の送迎を行います。

(2) 標準の日課

時 間	サービス内容	場 所	備 考
9:00～9:10	送迎受入れ	訓練作業棟	
9:10～9:30	バイタルチェック、喫茶	訓練作業棟	
9:30～11:30	諸活動	訓練作業棟	
11:30～12:00	移動、食事準備		
12:00～13:00	昼食、休憩	食堂	
13:00～14:00	諸活動	訓練作業棟、家族会館	
14:00～15:00	入浴、喫茶	山楽園浴室、家族会館浴室	
15:00～16:00	諸活動	訓練作業棟	
16:00～	帰宅		

(3) 健康管理

種 類	内 容
健 康 管 理	一人一人の状況や精神状態、行動特性を把握し、個人に適した予防と措置ができるよう努めます。 (1) 年1回以上定期検診を実施します。 (2) 予防接種等は、家庭で行なって下さい。
服 薬 管 理	服薬は、原則として利用者で管理していただきます。別に服薬管理の必要な御方は、事前に種類、用法等をお聞きし、細心の注意をもって管理いたします。

6 利用料

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

(1) 支援事業給付費

- ① 定率負担額 市町村が定めた額
- ② 実費徴収額
 - ・ 食事(昼食)サービス費用 1日 600円
 - ・ 入浴サービス費用 1日 500円

(2) 利用者負担金の支払方法

上記の利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、指定された日までにつぎの方法で支払ください。

- ・ 自動口座引き落としをお願いします。
- ・ ご利用できる金融機関
山陰合同銀行 郵便局 JAバンク
- ・ 手数料は事業所で負担します。

7 その他の費用負担

次の物品は利用者で購入してもらいます。利用者で購入できない場合は、職員が代理で購入します。

- ① 衣類・履き物
- ② 嗜好品(たばこ・コーヒー等)
- ⑤ 書籍・文具
- ④ 事業所が提供する以外のティッシュペーパー・石けん類

8 苦情等申立先(お客様相談係)

当事業所ご利用相談窓口	受付担当 [] [] 受付期間 毎週月曜日～金曜日 (国民の祝日、12月29日～1月3日を除く) 受付時間 8時30分～17時15分 担当者がいない場合は、管理者が聞きます。
-------------	---

医療機関の名称	落合歯科医院
所在地	雲南市掛合町掛合 2150 番地 10
電話番号	0854-62-0081
診療科	歯科
入院設備	ありません

医療機関の名称	雲南市民病院
所在地	雲南市大東町飯田 96 番地 1
電話番号	0854-43-2390
診療科	総合
入院設備	あります。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める「事故が発生した際の緊急対応要綱」によって、対応します。
非常時の訓練	年間 12 回の避難訓練と年間 2 回の総合防災訓練を実施しています。
防災設備	自動火災通報器 あり 自動火災報知器 あり ガス漏れ感知器 あり 防火扉 あり 消火栓 あり 非常電源 あり 防災カーテン あり スプリンクラー なし その他 消防法の基準適合
消防計画等	消防計画書 消防署へ提出済 ([年 月 日]) 防火管理者 []

11 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	家族等の面会は、職員に申出て下さい。
居室・設備・器具の利用	自由に利用できますが、他の利用者の迷惑にならないようにしてください。 大事に使うよう心がけてください。
喫煙・飲酒	喫煙場所以外での喫煙はできません。 事業所が提供する場合を除き所内での飲酒はできません。
貴重品の管理	貴重品は、お預かりします。
宗教活動・政治活動・営利活動	他人に押しつけることは、ご遠慮下さい。

1 2 福祉サービス第三者評価

実施の有無		実施年月日	
評価機関		評価結果の開示状況	

※第三者評価は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する。

当事業所は、サービスの提供にあたり、以上のとおり重要事項を説明しました。

平成 年 月 日

島根県雲南市掛合町松笠 2 1 5 4 番地 1

社会福祉法人仁寿会

理事長 [] 印

管理者 [] 印

説明者

職氏名 [] [] 印

上記のとおり、重要事項の説明を受けたことを確認し、同意します。

平成 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

法定代理人又は身元引受人

住所

氏名 印